

調査審議の結果は、10月中を目途に宇宙開発委員会に報告するものとする。

H- Aロケット20号機の打上げに係る安全の確保に関する
調査審議について(案)

4. 安全部会の構成員

本調査審議に係る安全部会の構成員は、別紙のとおり。

平成23年10月12日
宇宙開発委員会

1. 調査審議の趣旨

ロケットの打上げに係る安全評価については、「ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全評価基準(平成22年11月4日 宇宙開発委員会)」(以下「安全評価基準」という。)に基づき調査審議を行っているところである。

平成23年度には、H- Aロケット20号機による情報収集衛星の打上げが予定されており、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下「JAXA」という。)による安全審査が終了したことから、この打上げに係る安全対策について、安全部会において次のとおり調査審議を行うこととする。

2. 調査審議を行う事項

H- Aロケット20号機の打上げに関して、安全評価基準に基づき、以下の観点から安全対策の妥当性について調査審議を行う。

保安及び防御対策
地上安全対策
飛行安全対策
安全管理体制

3. 日程

(別紙)

(参考)

宇宙開発委員会安全部会構成員

(委員)

部会長 河内山治朗 宇宙開発委員会委員

部会長代理 井上 一 宇宙開発委員会委員

(特別委員)

飯田光明 独立行政法人産業技術総合研究所環境安全管理
部長

工藤 勲 北海道大学名誉教授

熊谷 博 独立行政法人情報通信研究機構理事

栗林忠男 慶應義塾大学名誉教授

河野通方 独立行政法人大学評価・学位授与機構教授

佐藤吉信 国立大学法人東京海洋大学海洋工学部教授

下平勝幸 元日本大学理工学部非常勤講師

首藤由紀 株式会社社会安全研究所取締役 副所長

竹ヶ原春貴 公立大学法人首都大学東京大学院システムデザイ
ン研究科教授

中島 俊 帝京大学理工学部航空宇宙工学科教授

中村 順 警察庁科学警察研究所法科学第二部長

花田俊也 国立大学法人九州大学大学院工学研究院准教授

馬嶋秀行 国立大学法人鹿児島大学大学院医歯学総合研究
科教授

松尾亜紀子 慶應義塾大学理工学部准教授

宮沢与和 国立大学法人九州大学大学院工学研究院教授

宮本 晃 日本大学大学院総合社会情報研究科教授

- 宇宙開発委員会の運営等について (平成十三年一月十日
宇宙開発委員会決定)

文部科学省設置法及び宇宙開発委員会令に定めるもののほ
か、宇宙開発委員会(以下「委員会」という。)の議事の手続きそ
の他委員会の運営に関して、以下のとおり定める。

第一章 本委員会

(開催)

第一条 本委員会は、毎週1回開催することを例とするほか、必要
に応じて臨時に開催できるものとする。

(主宰)

第二条 委員長は、本委員会を主宰する。

(会議回数等)

第三条 本委員会の会議回数は、暦年をもって整理するものとす
る。

(議案及び資料)

第四条 委員長は、あらかじめ議案を整理し必要な資料を添えて
本委員会に附議しなければならない。

2 委員は、自ら必要と認める事案を議案として本委員会に
附議することを求めることができる。

(関係行政機関の職員等の出席)

第五条 委員会の幹事及び議案に必要な関係行政機関の職員
は、本委員会の求めに応じて、本委員会に出席し、その
意見を述べることができる。

2 本委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する
者以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議事要旨の作成及び配布)

第六条 本委員会の議事要旨は、本委員会の議事経過の要点を摘録して作成し、本委員会において配布し、その確認を求めるものとする。

第二章 部会

(開催)

第七条 部会は、必要に応じて随時開催できる。

2 部会は、部会長が招集する。

(主宰)

第八条 部会長は、部会を主宰する。

(調査審議事項)

第九条 部会において調査審議すべき事項は、委員会が定める。

¹

(関係行政機関の職員等の出席)

第十条 委員会の幹事及び議案の審議に必要な関係行政機関の職員は、部会の求めに応じて、部会に出席し、その意見を述べることができる。

2 部会は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(報告又は意見の開陳)

第十一条 部会において調査審議が終了したときは、部会長は、その結果に基づき、委員会に報告し、又は意見を述べるものとする。

(雑則)

第十二条 本章に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

第三章 会議の公開等

(会議の公開)

第十三条 本委員会及び部会の議事、会議資料及び議事録は、公開する。ただし、特段の事情がある場合においては、事前に理由を公表した上で非公開とすることができる。²

(意見の公募)

第十四条 本委員会又は部会における調査審議のうち特に重要な事項に関するものについては、その報告書案等を公表し、国民から意見の公募を行うものとする。

2 前項の公募に対して応募された意見については、本委員会又は部会において公開し、審議に反映する。

(雑則)

第十五条 本章に定めるもののほか、公開等に関し詳細な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第四章 その他

(雑則)

第十六条 前条までに定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

¹ 「此の規定により、本委員会で審議を行ない議決する。」と説明があった。

² 「此の規定に則り、H- A # 20 は情報収集衛星を打上げるので非公開にする。」と説明があった。